

大津市立児童クラブ運営指針

第1章 総則

1. 趣旨

- (1) この運営指針は、「大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月条例第63号。以下「基準条例」という。）」に基づき、大津市立児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）における、こどもの健全な育成と遊び及び生活の支援（以下「育成支援」という。）の内容に関する事項及びこれに関連する事項を定める。
- (2) 大津市は、この運営指針において規定される支援の内容等に係る基本的な事項を踏まえ、各児童クラブの実態に応じて創意工夫を図り、児童クラブの質の向上と機能の充実に努めなければならない。

2. 放課後児童健全育成事業の役割

- (1) 放課後児童クラブの運営主体及び放課後児童クラブは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及びこども基本法（令和4年法律第77号）並びに児童の権利に関する条約の理念に基づき、こどもの最善の利益を優先して考慮し、育成支援を推進することに努めなければならない。
- (2) 放課後児童健全育成事業は、児童福祉法第6条の3第2項に基づき、小学校（以下「学校」という。）に就学しているこども（特別支援学校の小学部のこどもを含む。以下同じ。）であって、その保護者が労働及び疾病・介護等により昼間家庭で保育が困難なものに、主に授業の終了後（以下「放課後」という。）に適切な遊び及び生活の場を与え、こどもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業である。
- (3) 児童クラブは、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う。

3. 児童クラブにおける育成支援の基本

(1) 児童クラブにおける育成支援

児童クラブにおける育成支援は、こどもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながらこどもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、こどもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、こどもの健全な育成を図ることを目的とする。

(2) 保護者及び関係機関との連携

児童クラブは、常に保護者と密接な連携をとり、児童クラブにおけるこどもの様子を日常的に保護者に伝え、こどもに関する情報を家庭と児童クラブで共有することにより、保護者が安心してこどもを育て、子育てと仕事等を両立できるように支援することが必要である。また、こども自身への支援と同時に、学校等の関係機関と連携することにより、こどもの生活の基盤である家庭での養育を支援することも必要である。

(3) 放課後児童支援員等の役割

放課後児童支援員は、豊かな人間性と倫理観を備え、常に自己研鑽に励みながら必要な知識及び技能をもって育成支援に当たる役割を担うとともに、関係機関と連携してこどもにとって適切な養育環境が得られるよう支援する役割を担う必要がある。また、放課後児童支援員が行う育成支援について補助する補助員も、放課後児童支援員と共に同様の役割を担うよう努めることが求められる。

(4) 児童クラブの社会的責任

- ①児童クラブは、自ら進んでこどもの権利について学習を行った上で、育成支援を行う必要がある。

②児童クラブは、こどもの人権に十分に配慮するとともに、こども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行い、こどもに影響のある事柄に関してこどもが意見を述べ、参加することを保障する必要がある。

③大津市は、放課後児童支援員及び補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）に対し、その資質の向上のために職場内外の研修の機会を確保しなければならない。特に、こどもの権利に関する学習機会を保障することに努める。

④放課後児童支援員等は、常に自己研鑽に励み、こどもの育成支援の充実に努めるために、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

⑤大津市は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に当該児童クラブが行う育成支援の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

⑥児童クラブ及び大津市は、こどもの利益に反しない限りにおいて、こどもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない。

⑦児童クラブ及び大津市は、こどもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。

⑧児童クラブ及び大津市は、こどもの権利が侵害される事案が発生した場合の対応方法について定め、あらかじめこどもに周知しておき、事案発生時には適切に対応する必要がある。

第2章 事業の対象となるこどもの発達

児童クラブでは、放課後等にこどもたちが個々の発達段階に応じた主体的な遊びや生活を通して成長していく。このため、放課後児童支援員等は、こどもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握し、育成支援を行うものである。その内容については、「大津市立児童クラブ保育指針」の規定によるものとする。

第3章 児童クラブにおける育成支援の内容

1. 育成支援の内容

放課後児童支援員等は、こどもたちの健全な成長発達を保障し、家庭の子育てを支援するため、以下の視点を基本に育成支援を行うものである。

（1）こどもたちの健康管理、安全確保、情緒の安定を図る。

○児童クラブに通うことについて、その必要性をこどもが理解できるように援助する。

○こどもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておくとともに、連絡なく欠席したり来所が遅れたりしたこどもについては速やかに状況を把握して適切に対応する。

○こどもの来所時には、こどもが安心できるように迎え入れ、こども一人ひとりの心身の状態を把握する。

○遊びや生活の場面におけるこどもの状況や体調、情緒等を把握し、静養や気分転換が必要な時には適切に対応する。なお、病気やケガの場合は、速やかに保護者と連絡をとる。

○こどもが安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにする。

○こどもが自分で避けることのできない危険に遭遇しないように、遊びと生活の環境について安全点検と環境整備を行う。

○こどもが危険に気付いて判断したり、事故等に遭遇した際に被害を最小限にしたりするための安全に関する自己管理能力を身に付けられるように援助する。

○事故やケガ、災害等の緊急時にこどもの安全が守られるように、対応方針を作成して定期的に訓練を行う。

○こどもが放課後児童支援員等に悩みや相談事も話せるような信頼関係を築く。

(2) 児童クラブに通うこどもが遊びや生活の中で、自身の権利を理解できるような環境や機会を設けることが求められる。その内容について、保護者に周知するように努めること。

(3) 身の自立と年齢に応じた生活力を培う。

○児童クラブは、年齢や発達の状況が異なる多様なこどもたちが一緒に過ごす場である。それぞれのこどもの発達やこども同士の関係を捉えながら適切に関わり、年齢に応じた生活力が身につくように援助する。

○児童クラブでの生活を通して、日常生活に必要となる基本的な生活習慣である手洗いやうがい、持ち物の管理や整理整頓、活動に応じた衣服の着脱等の基本的な生活習慣が身につくように援助する。

○こども達が集団で過ごすという特性を踏まえて、一緒に過ごす上で求められる協力及び分担や決まりごと等を理解できるようにする。

○こどもが宿題、自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。

○こどもの発達や養育環境の状況等を把握し、こどもが発達面や養育環境等で固有の援助を必要としている場合には、その援助を適切に行う必要がある。

(4) あそびや活動、行事など生活全般を通して健やかな成長発達を促す。

○こども達が協力し合って児童クラブの生活を維持していくことができるようにする。その際、年齢や発達の状況が異なるこども達が一緒に生活していることを考慮する。

○こどもが仲間関係をつくりながら、自発的に遊びをつくり出すことができるようにする。

○遊びや生活の中で生じる意見の対立やけんかなどについては、お互いの考え方の違いに気付くこと、葛藤の調整や感情の高ぶりを和らげること等ができるように、適切に援助する。

○こどもの間のもめごとが、人権に関わるいじめに発展しないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、放課後児童支援員等が学校・保護者その他関係機関と協力して適切に対応する。

○屋内外ともにこどもが過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくる。その際、製作活動や伝承遊び、地域の文化にふれる体験等の多様な活動や遊びを工夫することも考慮する。

○発達過程にあるこどもの成長にあわせて、放課後の時間帯に必要とされる栄養面や活力面を考慮して、おやつを適切に提供する。おやつの提供に当たっては、補食としての役割もあることから、昼食と夕食の時間帯等を考慮して提供時間や内容、量等を工夫する。

○おやつの提供に際しては、安全及び衛生に配慮するとともに、こども同士や放課後児童クラブ支援員等とのコミュニケーションの機会となるため、こどもが落ちついて食を楽しめるようにする。

○食物アレルギーのあるこどもについては、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供する。

(5) 集団での活動を通して自主性、協調性、社会性を養う

○こどもが児童クラブでの過ごし方について理解できるようにし、主体的に生活できるように援助する。

○放課後児童支援員等は、こども全体に共通する生活時間の区切りをつくり、柔軟に活用してこどもが放課後の時間を自己管理できるように援助する。

○こどもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助する。

○こども一人ひとりの児童クラブでの生活状況を把握しながら、こどもの情緒やこども同士の関係にも配慮し、こどもの意見を尊重する。

○行事等の活動では、企画の段階からこどもの意見を反映させる機会を設けるなど、様々な発達の過程にあるこどもがそれぞれに主体的に運営に関わることができるように工夫する。

(5) 大津の自然風土文化を活かしつつ、地域の特性を活かした生活づくりをする

○児童クラブのこどもたちが地域のこどもたちと一緒に遊んだり活動したりする機会もつくっていく。

○地域での遊びの環境づくりへの支援も視野に入れ、必要に応じて保護者や地域住民が協力しながら活動に関わることができるようにする。

○こどもたちや保護者が地域の行事にも積極的に参加できるように働きかける。

(6) こどもの状況を把握し、家庭との連携を図る

○児童クラブでのこどもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援を行う。

○保護者からの相談に対して丁寧に応えるとともに、保護者が安心して子育てと仕事等を両立できるように支援する。

○保護者同士が子育て仲間として繋がるような機会をつくる。

(7) 学校との緊密な連携及び地域でのこどもの生活環境づくりに努める

○こどもが児童クラブに通うことに関して、学校と情報交換し、連携する。

○こどもの遊びや生活の環境及び帰宅時の安全等について、地域の人々の理解と協力が得られるようにする。

○学校との情報交換にあたっては、個人情報の保護や秘密の保持に十分な配慮を行う。

2. 障害のあるこどもへの対応

(1) 障害のあるこどもの受入れの考え方

○障害のあるこどもについては、地域社会で生活する平等の権利の享受と、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、こども同士が生活を通して共に成長できるよう、障害のあるこどもも児童クラブを利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備、職員配置を行う。

○児童クラブによっては、新たな環境整備が必要となる場合なども考えられるため、受入れの判断については、こども本人及び保護者の立場に立ち、公平性を保って行われるように判断の基準や手続等を定めることが求められる。

○障害のあるこどもの受入れに当たっては、こどもや保護者と面談の機会を持つなどして、こどもの健康状態、発達の状況、家庭の状況、保護者の意向等を個別に把握する。

○地域社会における障害のあるこどもの放課後の生活が保障されるように、放課後等デイサービス等と連携及び協力を図る。その際、放課後等デイサービス等と併行利用している場合には、当該事業所と十分な連携を図り、協力できるような体制づくりを進めていくことが求められる。

(2) 障害のあるこどもの育成支援に当たっての留意点

○障害のあるこどもが、児童クラブでのこども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う。

○継続的な育成支援を行うために、障害のあるこども一人ひとりについて児童クラブでの状況や育成支援の内容を記録する。

○障害のあるこどもの育成支援についての事例検討を行い、研修等を通じて、障害について理解する。

○障害のあるこどもの特性を踏まえた育成支援の向上のために、地域の障害児関係の専門機関等と連携して、相談できる体制をつくる。

○障害のあるこどもの育成支援が適切に図られるように、個々のこどもの状況に応じて環境に配慮するとともに、職員配置、施設や設備の改善等についても工夫する。

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）の理念に基づいて、障害のあるこどもへの虐待の防止に努めるとともに、防止に向けての措置を講ずる。

3. 特に配慮を必要とするこどもへの対応

(1) 児童虐待への対応

- 放課後児童支援員等は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づき児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、こどもの状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応することが求められる。
- 児童虐待が疑われる場合には、放課後児童支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、児童クラブ課及び学校に速やかに通告し、関係機関と連携して適切な対応を図らなければならない。

(2) 特別の支援を必要とするこどもへの対応

- 児童クラブでの生活に特に配慮を必要とするこどもの支援に当たっては、こどもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、こどもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、学校や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める。
- 他国籍、異文化等個々に困難を抱える児童に対して、安心感をもって生活できるように、適切な支援を行う。

(3) 特に配慮を必要とするこどもへの対応に当たっての留意事項

- 特に配慮を必要とするこどもへの対応に当たっては、こどもの利益に反しない限りにおいて、保護者やこどものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する。
- インクルージョン（包容・参加）の観点から、社会的・文化的な困難を抱えるこども等へ必要な配慮を行う。

4. 保護者との連携

(1) 保護者との連絡

- こどもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておく。
- 児童クラブにおけるこどもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝え、こどもの状況について家庭と児童クラブで情報を共有する。
- 保護者との連絡についてはICT（情報通信技術）の活用を視野に入れ、適切に対応すること。その他、連絡帳、保護者の迎えの際の直接の連絡、通信、保護者会、個人面談等の様々な方法を有効に活用する。

(2) 保護者からの相談への対応

- 放課後児童支援員等は、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めるとともに、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛ける。
- 保護者から相談がある場合には、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に保護者の自己決定を尊重して対応する。また、必要に応じて関係機関と連携する。

(3) 保護者及び保護者組織との連携

- 児童クラブの活動を保護者に伝えて理解を得られるようにするとともに、保護者が活動や行事に参加する機会を設けるなどして、保護者との協力関係をつくる。
- 保護者会等の保護者組織と連携して、保護者が互いに協力して子育ての責任を果たせるように支援する。

5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

(1) 育成支援に含まれる職務内容

- 児童クラブにおける育成支援に係る職務内容には、次の事項が含まれる。
- こどもが児童クラブでの生活に見通しを持てるように、育成支援の目標や計画を作成し、こどもの

発達にふさわしい保育を展開する。

○日々のこどもの状況や育成支援の内容を記録する。

○職場内で情報を共有し事例検討を行って、育成支援の内容の充実、改善に努める。

○通信や保護者会等を通して、児童クラブでのこどもの様子や育成支援に当たって必要な事項を、定期的かつ同時にすべての家庭に伝える。

(2) 運営に関わる業務

児童クラブの運営に関わる業務として、「支援員の業務分担」により行う。また、次の取り組みも必要とされる。

○保育に関する業務

○業務の実施状況に関する記録

○児童に関する記録

○運営に関する会議や打合せ

○放課後児童支援員育成研修の実施

○おやつに関する業務

○遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓

○ケガ、病気等の対応

○保護者との連携

○学校、地域、関係機関との連携

○会計事務

第4章 児童クラブの運営

1. 職員体制

(1) 児童クラブには、年齢や発達の状況が異なるこどもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があり、また、その活動内容は屋外・屋内とこどもたちが自由に自主的に展開することを保障する必要がある。そうした状況をふまえて、安全面での管理が必要であること等から、以下の配置基準を基本として定めるものとする。

児童数	クラス数	支援員		1種補助員・2種補助支援員			
		4種	3種				
		代表支援員	支援員	7時間勤務者 1日6時間・	勤務者 (午後勤務者) 1日5時間	加配	障害児保育
～40	1	1	1		1	重度	
41～50	1	1	1		2	1:1	
51～80	2	1	2		2	中軽度	
81～100	2	1	2		4	1:3	
101～120	3	1	3		4		
121～150	3	1	3		6		
151～160	4	1	4		6		

161～	4	1	4	8	
------	---	---	---	---	--

※週5日勤務者の配置状況に応じて、週1日保育補助支援員（週7時間）を配置する。

※その他、個別に配慮が必要な児童に対し、適切な加配を行う。

※人数・施設の状況に応じて、適切な加配を行う。

- (2) こどもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員等の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とすることが求められる。
- (3) 放課後児童支援員等の勤務時間については、こどもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定されることが求められる。

2. こども集団の規模（支援の単位）

- (1) 児童クラブの適切な生活環境と育成支援の内容が確保されるように、施設設備、職員体制等の状況を総合的に勘案し、こどもの数については、適正な規模の範囲で運営する。
- (2) こども集団の規模（支援の単位）は、こどもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々のこどもと信頼関係を築いたりすることができる規模として、おおむね40人以下とする。

3. 開所時間及び開所日は、大津市立児童クラブ条例（平成12年条例第76号）の規定による。

4. 利用の開始等に関わる留意事項

- (1) 児童クラブの利用の募集に当たり、適切な時期に様々な機会を利用して広く周知を図る。その際には、利用に当たっての留意事項の明文化、入所承認の方法の公平性の担保等に努める。
- (2) 児童クラブの利用を希望する保護者等に対しては、市のホームページや広報等を通じて、必要な情報を提供する。
- (3) 利用の開始に当たっては、説明会等を開催し、利用に際しての決まり等について説明する。
- (4) 特に新1年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、こどもや家庭の状況、保護者のニーズ及び児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等と情報交換する。
- (5) こどもが児童クラブを退所する場合には、そのこどもの生活の連続性や家庭の状況に配慮し、保護者等からの相談に応じて適切な支援への引き継ぎを行う。

5. 運営に関する留意点

- (1) 児童クラブは、大津市がこどもの健全な育成や地域の実情についての理解を十分に有し、継続的、安定的に運営する。
- (2) 運営に関する留意点は次のとおりとする。
 - こどもの権利に関する理解を深め、放課後児童支援員等に対するこどもの権利に関する学習の機会を設ける。
 - こどもの人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行う。
 - 地域社会との交流及び連携を図り、こどもの保護者及び地域社会に対し、児童クラブの運営の内容を適切に説明するように努める。
 - 児童クラブの運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するように努める。
 - こどもや保護者の国籍、信条又は社会的身分による差別的な扱いをしない。
 - 児童クラブの運営についての重要事項については、基準条例の規定による運営規程に定める。

6. 労働環境整備

- (1) 大津市は、放課後児童支援員等の労働実態や意向を把握し、放課後児童支援員等が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める。
- (2) 放課後児童支援員等の健康管理や児童クラブとしての衛生管理の観点から、健康診断等を実施する。
- (3) 放課後児童支援員等が、業務中あるいは通勤途上で災害等にあった場合の補償を行うため、事業主として労災保険に加入する。また、必要に応じて厚生保険や雇用保険にも加入する。

7. 適正な会計管理

- (1) 大津市は、利用料等の徴収、管理及び執行に当たっては、適正な会計管理を行う。

第5章 学校及び地域との関係

児童クラブを利用するこどもの生活及び発達の連続性の保障は、学校をはじめ、保育所・認定こども園・幼稚園等、地域、関係機関との連携が不可欠である。その他、児童クラブは以下の点に留意する。

1. 学校等との連携

- (1) こどもの生活の連続性を保障するために、情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図る。
- (2) 学校との情報交換や情報共有は日常的、定期的に行い、その実施に当たっては、個人情報の保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておく。
- (3) こどもの遊びと生活の場を広げるために、学校の校庭、体育館や余裕教室等を利用できるように連携を図る。
- (4) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働活動等、児童クラブと学校、地域の関係者が連携・協働する機会に積極的に参画する。
- (5) 放課後児童対策の趣旨を踏まえ、放課後子供教室との連携型（すべてのこどもが放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるもの）や、校内交流型（連携型の内、同一小学校内等で児童クラブと放課後子供教室を実施しているもの）として実施できるよう努める。校内交流型を実施する際であっても、それぞれの事業の趣旨を踏まえるとともに、児童クラブについてはこどもの生活の場としての機能を十分に担保し、育成支援の環境に配慮する。
- (6) こどもの放課後や居場所を豊かにするという観点から、放課後子供教室の企画内容や準備等について、円滑な協力ができるように打合せを定期的に行い、こどもの目線に立った検討を行う。なお、放課後子供教室への参加に当たっては、体調や帰宅時刻等の理由から参加できない、あるいは自分の意思で参加しないこどもがいることも考慮する。

2. 保育所、幼稚園等との連携

新1年生については、こどもの発達と生活の連続性を保障するために、保育所、認定こども園、幼稚園等とこどもの状況について情報交換や情報共有を行う。

3. 地域、関係機関との連携

- (1) 児童クラブに通うこどもの生活について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織やこどもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図る。
- (2) 地域住民の理解を得ながら、地域のこどもの健全育成の拠点である児童館やその他地域の公共施

設等を積極的に活用し、児童クラブのこどもの活動と交流の場を広げる。

(3) 事故、犯罪、災害等からこどもを守るため、地域住民と連携、協力してこどもの安全を確保する取り組みを行う。

(4) こどもの病気やケガ、事故等に備えて、日常から地域の保健医療機関等と連携を図る。

4. 学校、児童館を活用して実施する児童クラブ

(1) 学校施設を活用して実施する児童クラブ

○学校施設を活用する場合には、こども未来部が責任をもって管理運営に当たるとともに、施設の使用に当たって学校や関係者の協力が得られるように努める。

○専用区画を安定的に確保するまでの間、児童クラブを一時的に特別教室等のタイムシェアによって運営する場合には、あらかじめ確認すべき事項について、学校等と取決め等を行うよう努める。また、タイムシェアを行う特別教室等については、育成支援にふさわしい環境とするよう配慮すること。

(2) 児童館施設を活用して実施する児童クラブ

○児童館施設を活用する場合には、児童クラブに通うこどもの育成支援の環境及び水準が担保されるようにする。

○児童館に来館するこどもと児童クラブに在籍するこどもが交流できるように、遊びや活動に配慮する。

○児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用する。

第6章 設備及び備品、衛生管理及び安全対策

児童クラブを安全・安心な居場所とするため、各児童クラブにおいて基準に定められた安全計画を策定し、総合的な対策を講じることが求められる。また、児童クラブは感染症の蔓延時や災害時にも必要に応じて開所することが期待されるため、あらかじめ保護者当関係者と連携しながら業務継続計画を定めるように努めること。その他、以下の点に留意する。

1. 設備及び備品

(1) 施設

児童クラブには、こどもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用施設（区画）が必要である。専用施設（区画）内の生活室の面積は、こども1人につきおおむね1.65㎡以上を確保し、室内のレイアウトや装飾、採光等にも配慮してこどもが心地よく過ごせるように工夫する。

上記の役割を果たすため、児童クラブは以下の部屋（区画）と設備を有するものとする。

①生活室 こどもが学習や遊び、おやつを提供を受けたり、学校休業日に昼食を摂ったりする基本の場所

②静養室 体調の悪い時に休む場所。落ち着いた環境を必要とするこどもに対応する場所

③男女別トイレ・バリアフリートイレ・手洗い場・屋外足洗い場・温水シャワー

こどもの人権と健康に配慮し、衛生的に生活することができるよう、こどもの人数に応じた数を設置する。

④調理室 湯茶の準備、間食提供を衛生的且つ安全に行える場所

⑤事務室 職員の執務、書類の保管ができる場所

⑥その他 こどもの遊びを豊かにするため、屋外遊びを行う場所を確保する。その際、学校施設や近隣の児童遊園・公園、児童館等を有効に活用する。

(2) 設備、備品等

児童クラブには、衛生及び安全が確保された設備やこどもの生活に必要な備品、遊びを豊かにするための遊具及び図書を備える。年齢に応じた遊びや活動ができるように空間や設備、備品等を工夫する。

児童クラブには以下の備品を備える。

生活室	エアコン こども用ロッカー 机 遊具等の収納棚 書棚 掃除用具箱
外回り	傘立て 靴箱 外用遊具
事務室	パソコン 印刷機 コピー機 鍵つき書庫 事務机・椅子 電話・FAX
調理室	冷蔵庫 食器消毒保管庫 コンロ 給湯設備 調理器具 配膳台
静養室	簡易ベッド 布団 救急用具
その他	消火器 AED 洗濯機 掃除機 職員ロッカー 拡声器

この他、児童の生活に必要な消耗品を備える。

2. 衛生管理及び安全対策

衛生管理や事故けがの防止等の安全対策について、危機管理に関する事項を「大津市立児童クラブ危機管理マニュアル」にまとめ、緊急事態に遭遇した場合、速やかに処置を行う。

(1) 衛生管理

○手洗いやうがいを行なうなど、日常の衛生管理に努める。また、必要な医薬品を備えるとともに、それらの管理を適正に行い、適切に使用する。

○「衛生管理マニュアル」に基づき、施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生を予防する。

○感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努める。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐ。

○感染症や食中毒の発生時の対応については、保健所等と連携し、対応方針については保護者とも共有しておく。

(2) 事故やケガの防止と対応

○日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、屋内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行う。これには、遠足等行事の際の安全点検も含まれる。

○事故やけがの防止に向けた対策や発生時の対応に関する「安全管理マニュアル」に基づき、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有する。

○放課後児童支援員等は、こどもの年齢や発達の状況を理解して、こどもが自らの安全を守るための行動について学習し、習得できるように援助する。

○おやつ提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。

○事故やけがが発生した場合には「救急対応マニュアル」に基づき、速やかに適切な処置を行うとともに、こどもの状況等について速やかに保護者に連絡し、児童クラブ課に報告する。

○大津市は、放課後児童支援員等およびこどもに適切な安全教育を行うとともに、発生した事故事例や事故につながりそうな事例の情報を収集し、分析するなどして事故防止に努める。その際、国の「教育・保育施設等における事故情報データベース」の活用を検討する。

○大津市は、損害賠償保険及び傷害保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償金の

支払いに関する手続きを速やかに行う。また、傷害保険等に参加することも必要である。

(3) 防災及び防犯対策

○大津市は「防火防災マニュアル」に基づき、必要な施設設備を設け、児童クラブは定期的に（少なくとも年3回以上）訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、「不審者対応マニュアル」に基づき、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対策を図る。

○学校等関係機関と連携及び協力を図り、防災や防犯に関する訓練を実施するなど、地域におけるこどもの安全確保や安全点検に関する情報の共有に努める。

○災害等が発生した場合には、こどもの安全確保を最優先にし、災害等の状況に応じた適切な対応をとる。緊急時の連絡体制、対応については保護者や学校とも共有しておく。

○災害後の復旧・復興においては、放課後児童支援員等やこども、保護者が、被災によって生活状況が変化している場合があるため、関係機関と連携し、必要に応じて人的支援や専門的助言等を求めることを検討する。

(4) 来所及び帰宅時の安全確保

○こどもの来所や帰宅の状況について、所在確認を適正に行い、必要に応じて保護者や学校と連絡を取り合って安全を確保する。

○保護者と協力して、地域組織や関係機関等と連携した、安全確保のための見守り活動等の取り組みを行う。

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

1. 児童クラブの社会的責任と職場倫理

(1) 児童クラブには、社会的信頼を得て育成支援に取り組むことが求められる。また、放課後児童支援員等の言動はこどもや保護者に大きな影響を与えるため、放課後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。

(2) 放課後児童支援員等は、法令を遵守するとともに、職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む。

○こどもや保護者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重する。

○児童虐待等のこどもの心身に有害な影響を与える行為を禁止する。また、児童クラブ内で児童虐待等が行われた際の対応について定める。

○国籍、信条又は社会的な身分による差別的な扱いを禁止する。

○守秘義務を遵守する。

○関係法令に基づき個人情報適切に取り扱い、プライバシーを保護する。

○保護者に誠実に対応し、信頼関係を構築する。

○放課後児童支援員等が相互に協力し、研鑽を積みながら、事業内容の向上に努める。

○事業の社会的責任や公共性を自覚する。

2. 要望及び苦情への対応

(1) 要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、こどもや保護者等に周知する。

(2) 苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や、解決に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについてこどもや保護者等にあらかじめ周知する。

(3) こどもや保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応する。

- (4) 要望や苦情については、その内容や対応について職員間で共有することにより、事業内容の向上に生かす。

3. 事業内容向上への取り組み

(1) 職員集団のあり方

- 放課後児童支援員等は、会議の開催や記録の作成等を通じた情報交換や情報共有を図り、事例検討を行うなど相互に協力して自己研鑽に励み、事業内容の向上を目指す職員集団を形成する。
- 放課後児童支援員等は、こどもや保護者を取り巻くさまざまな状況に関心を持ち、育成支援に当たっての課題等について建設的な意見交換を行うことにより、事業内容を向上させるように努める。

(2) 研修等

- 大津市は、放課後児童支援員等のための職場内での教育訓練や研修のみならず、職場を離れての研修の機会を確保し、その参加を保障する必要がある。その際、放課後児童支援員等の経験やこどもの意見、ニーズに応じた研修内容にも配慮すること。
- 放課後児童支援員等は、研修等を通じて、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努める。
- 大津市は、職員が自発的、継続的に研修に参加できるように、研修受講計画を策定し、管理するなどの環境を整備していくとともに、職員の自己研鑽、自己啓発への時間的、経済的な支援や情報提供も含めて取り組んでいくことが求められる。

(3) 運営内容の評価と改善

- 大津市は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努める。評価を行う際には、こどもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められる。
- 大津市は、福祉サービス第三者評価制度等を活用するなど、客観的な評価を他者から受けることにより、事業の質の向上につなげる。評価を行う際には、こどもや保護者の意見を取り入れて行うことについて、評価機関等と実施方法について調整する。
- 自己評価、第三者評価の結果については、職員間で共有し、改善の方向性を検討して事業内容の向上に生かす。

令和7年4月1日改正